

令和7年12月12日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（21名）

1番 伊藤芳則	2番 鈴木深由希	3番 竹田惠
5番 片岡宏文	6番 細美克浩	7番 國重清隆
8番 山田真一郎	9番 重信好範	10番 新田真一
11番 徳岡真紀	12番 掛田勝彦	13番 藤岡一弘
14番 中原秀樹	15番 月橋寿文	16番 藤井憲一郎
17番 山村恵美子	18番 宮戸稔	19番 保実治
20番 弓掛元	21番 横光春市	22番 小田伸次

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

4番 増田誠宏
---------

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長 福岡誠志	副市長 細美健
副市長 山崎輝雄	総務部長 桑田秀剛
経営企画部長 笹岡潔史	地域共創部長 吞谷巧
市民部長 松本英嗣	福祉保健部長 菅原啓子
子育て支援部長 中村徳子	市民病院部長 細美寿彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児玉隆	建設部長 濱口勉
危機管理監 山田大平	情報政策監 東山裕徳
教育長 迫田隆範	教育部長 宮脇有子
教育部次長 豊田庄吾	監査事務局長 坂田保彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 明賀克博	次長 後藤賢
議事係長 岸田博美	政務調査係長 福間友紀
政務調査主査 脇坂由美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第89号	(総務常任委員長報告 4 件) 三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
	議案第90号	三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
	議案第93号	備北地区消防組合規約の変更について（原案可決）
	議案第102号	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第 2	議案第91号	(教育民生常任委員長報告 4 件) 三次市税条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
	議案第92号	三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
	議案第100号	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
	陳情第 2 号	学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについて（原案可決）
第 3	議案第94号	(産業建設常任委員長報告 1 件) 損害賠償の額を定めることについて（原案可決）
第 4	議案第95号	(予算決算常任委員長報告 5 件) 令和 7 年度三次市一般会計補正予算（第 4 号）（案）（原案可決）
	議案第96号	令和 7 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）
	議案第97号	令和 7 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 1 号）（案）（原案可決）
	議案第98号	令和 7 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）（原案可決）
	議案第99号	令和 7 年度三次市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）（原案可決）
第 5	議案第104号	令和 7 年度三次市一般会計補正予算（第 5 号）（案）（原案可決）
第 6	議案第103号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求ることについて（同意）

第 7	発議第13号	三次市議会議員政治倫理条例（案）（原案可決）
第 8	発議第14号	三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案）（原案可決）
第 9	発議第15号	芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書（案）（原案可決）
第10	発議第16号	非核三原則の堅持を求める意見書（案）（原案可決）
第11	発議第17号	地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める意見書（案）（原案可決）
第12	発議第18号	物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）（原案可決）

令和7年12月三次市議会定例会議事日程（第5号）

(令和7年12月12日)

日程番号	議案番号	件名
第 1	議 89	(総務常任委員長報告4件) 三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案） ..... 311
	議 90	三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ..... 311
	議 93	備北地区消防組合規約の変更について ..... 311
	議 102	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案） ..... 311
第 2	議 91	(教育民生常任委員長報告4件) 三次市税条例の一部を改正する条例（案） ..... 312
	議 92	三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ..... 312
	議 100	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案） ..... 312
	陳 2	学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについて ..... 312
第 3	議 94	(産業建設常任委員長報告1件)
		損害賠償の額を定めることについて ..... 319
第 4		(予算決算常任委員長報告5件)
	議 95	令和7年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案） ..... 320
	議 96	令和7年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案） 320
	議 97	令和7年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案） ..... 320
	議 98	令和7年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案） ..... 320
	議 99	令和7年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案） ..... 320
第 5	議 104	令和7年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案） ..... 320
第 6	議 103	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求ることについて ..... 322
第 7	発 13	三次市議会議員政治倫理条例（案） ..... 322
第 8	発 14	三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案） ..... 324

第 9	発 15	芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書（案） ..... 325
第 10	発 16	非核三原則の堅持を求める意見書（案） ..... 327
第 11	発 17	地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める意見書（案） ..... 328
第 12	発 18	物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案） ..... 330

~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和7年12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は21人であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、増田議員から一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。

本日の会議録署名者として、中原議員及び月橋議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告4件

議案第 89号 三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第 90号 三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第 93号 備北地区消防組合規約の変更について

議案第 102号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議案第89号三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）外3議案を一括議題といたします。

議案4件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤総務常任委員長。

[総務常任委員長 伊藤芳則君 登壇]

○総務常任委員長（伊藤芳則君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案4件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月5日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第89号三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）外3議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第90号三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について、

今後も入館料の改定に際しては関係機関と連携し、十分な事業検証の下で検討されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第89号外3議案を一括採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号外3議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告4件

議案第 91号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第 92号 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する  
条例（案）

議案第100号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

陳情第 2号 学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレ  
の改修を求めるについて

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議案第91号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外2議案及び陳情第2号学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求めるについてを一括議題といたします。

議案3件及び陳情1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 新田真一君 登壇〕

○教育民生常任委員長（新田真一君） おはようございます。教育民生常任委員長報告を行います。

今期定期会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案3件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月8日に委員会を開催し、議案審査においては担当部長等の出席を求め、また、陳情については提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに、所管の

担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査をいたしました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第100号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）の審査において、委員からの今期定例会に議案を上程した理由はどのようなものかとの質問に対し、教育委員会からは、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針には、保護者、地域住民と丁寧な議論を行い、理解と協力を得て進めると示している。よって、該当の君田地区のみならず、他の全ての地域においても丁寧に基本方針の説明を行った上で、理解と協力を得て再配置を進めていくという説明を行っている。また、君田中学校と三次中学校の生徒間の交流は対面やオンラインで実施しており、生徒会の組織の在り方や役員体制を検討しているとの報告も受けている。最初は戸惑いや遠慮がちなところも見受けられたようだが、スポーツ交流などを通して、来年に向かって一緒にやっていくという機運は高まっていると感じているといった説明がありました。

これらの説明を受けて行った委員間討議では、三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）を委員会では否決とした6月定例会以降、教育委員会として責任を持ち、様々な場面で意見交換や説明が行われており、一定の評価ができる。また、生徒間交流も積極的に行われている現状から、環境づくりも進んでいるということは事実として受け止めるといった意見や、この半年間、公式な場で幾度も協議を重ねられていることは、不安を解消されようとしている努力と成果の現れではないかと思う。もちろん、まだ解決に至っていないこと、地域の中でも不安の残っていることはあると思うが、説明を聞いて、そういう不安の解消に向けた教育委員会の歩み寄りや寄り添う姿勢が見えてきたといった意見が出されました。また、再配置後のまちづくりの指針を示す必要があると指摘したことについて、行政はあくまでもサポート役であることは理解しているが、これまであった学校が地域からなくなれば、まちづくりビジョンに掲げる学校との連携に少なからず影響してくるものと思う。この間の取組で全てが解決されたとは思ってはいないが、まちづくりトークや各住民自治組織との個別の協議により、地域の不安や実情をリサーチし、今後の道筋を共に考えている部分は前向きな行動と捉えているといった意見が出されました。

審査の結果、本議案及び議案第91号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外1議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第2号学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについての審査に当たって、提出者からは、年々夏の暑さが増している中で、熱中症や集中力の低下など、子供たちの体調や学習環境への影響が懸念される。普通教室へのエアコンの設置は進んでいるものの、特別教室や体育館への設置が取り残されており、体育の授業を取りやめている実態が増えている。また、和式便器のトイレについて、子供たちの生活実態に合っておらず、学校現場からは、子供たちがトイレに行くことを躊躇し、健康上の問題が生じる可能性もあるといった報告もあり、洋式便器への移行を早急に実施されるよう要望する。あわせて、多くの私立学校で標準化されている温水洗浄便座の計画的な設置もお願いするといつ

た説明がありました。

一方、教育委員会からは、特別教室へのエアコン設置は順次計画的に進めているが、昨今の異常気象や空調機の経年劣化による機械の故障が相次いで発生している。加えて、電気設備の更新も必要であるために設置率が上がっていない状況である。さらに、体育館へのエアコン設置については、市の財源確保が大きな課題であり、計画的に進めることは困難である。学校の改築や大規模改修の際に、施設の状況に合わせて整備を検討していく。また、トイレの洋式化については、災害時の避難場所としての機能と学習環境整備の観点から、将来的な検討課題であると認識している。全ての便器を洋式化するところまでは考えていないが、現在の児童生徒数に応じて適切に整備していく。温水洗浄便座の導入については、整備費や維持管理費、また衛生管理面での負担増の懸念から、整備は予定していないとの説明がありました。

委員会では、双方の説明を受けた上で採決した結果、陳情の願意については理解できるものの、本市の財政事情等を勘案すると、願意を実現することは現状では困難であるとの理由により、本陳情は不採択と決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君）　ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（16番　藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　藤井議員。

○16番（藤井憲一郎君）　議案第100号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）の審査過程について質問をさせていただきます。

本議案につきましては、6月定例会にて否決、修正案が可決となった議案第47号とは切り離すことができないと考えます。6月定例会、否決とした教育民生常任委員会の委員長報告では、覚書を交わすまでのプロセスに疑義がある、学校なき後のまちづくりの指針を示す必要がある、地域住民との共通理解の形成や納得のいく対話が必要と委員会での意見が明記されております。また、修正案の提出理由については1点、とにかく拙速過ぎるからという理由がありました。否決されようと、5月23日にPTA会長、自治連会長と教育委員会で交わした覚書の3項目にあるように、再配置により生じる課題については、基本方針に基づき、三次市教育委員会において対応するという文言にのっとって進められて、懸案事項は解消されたものというふうに思っております。6月定例会から半年を経て、委員長報告や過去の委員の発言、また、修正案の提案理由、そういったものの中にある、先ほど申し上げた3点、覚書を交わすまでのプロセスへの疑義、学校なき後のまちづくりの指針を示す必要性、地域住民との共通理解の形成や納得のいく対応について、教育委員会からの説明、質疑の後の自由討議を行った後、一転して全会一致で可決という判断に至った。どういった討議がなされたのか、具体をお伺いしたいと思います。

（教育民生常任委員長　新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君）　新田委員長。

○教育民生常任委員長（新田真一君） まず、6月定例会での論議の経過の中で、委員会とすれば、この議案を否決し、議会全体においても決議によって否決したというところが本教育民生常任委員会の議論のスタートであります。議論の過程では、先ほど報告に申しましたとおり、委員のほうから、6月以降の教育委員会の取組、地域との協議、あるいは学校間の取組、そういうことが積み上げられていっていると。6月定例会で否決したときからのスタートとして、地域に対して丁寧な説明と協議を重ねてきたことを評価したことによって本議決を可決するというふうに至りました。具体的な意見でここに述べられていない以外の部分を幾らか御紹介しますと、地域のやろうとする足を引っ張ったのではないかといったような御意見もございましたが、本100号を審査するに当たって、6月の議決がよかつたのかどうなのかということは、そこをスタートにしてはいけないというのを申し上げました。議会では6月定例会において決しましたので、そこをスタートとして、本委員会の審査において6月定例会議決の是非を改めて問うものではないというふうに委員長として進めさせていただきました。

以上です。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛議員。

○20番（弓掛 元君） 私のほうからは、議案第92号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）の審議について質問させていただきます。

調理場に関しましては、6年ほど前に、1か所にするか3か所にするかということで激論が交わされ、僅差で1か所になったといいういきさつがあります。そのとき3か所案を主張されていた議員も委員会にたくさん入っておられます。甲奴学校給食共同調理場廃止に対しまして、地元に対する影響とか不安とか疑義とか、そういうものの意見はなかったのか教えてください。

（教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田委員長。

○教育民生常任委員長（新田真一君） これも学校給食調理場の統合のところに戻って議論する必要は多分委員会ではなかったんだろうと思います。甲奴地区において、教育委員会が住民への説明に取り組み、そして、それに向けての一緒にする理由としての協議が伝えられたということをもって委員会では可決しましたので、統合についてどうこうという議論はなかったのかということについては、ございませんでした。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 100号について1点お聞きしたいんですけども、委員会の中で、私は、覚書に書いてある3項目めにおいて、教育委員会はそのとおりにやってきたのが今日だというふうに理解しておるんです。今回賛成に至った理由としては、特に議会が議決に反対しても、教育委員会において物事は着々と休校ということになってくるということで、議会の権能とい

うことがちょっと残念だという思いもあるわけでございますけども、教育委員会のほうが法律によって、法によってそのように進めていくということが大きく賛成に動いたのではないだろうというふうに私は考えておるんですが、そこらの意見交換というのは委員会の中ではなかつたのかどうかお伺いしたいと思うんです。

それともう一点、今回の条例改正しないでおくと、地域にあってまた活動することに不都合があるかないかということはどうなんだろうかというふうに、そういう意見交換というのはなかつたのか、質疑とか委員間討議というのはなかつたのかお伺いしたいというふうに思います。

(教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田委員長。

○教育民生常任委員長（新田真一君） 議会の権能について問われたわけですよね。6月議会の学校設置条例否決は議会として扱える案件ではありますが、学校自体の統合決定について、残念ながら三次市議会はその権限を持っておりません。三次市教育委員会会議において決せられた事項ですので、教育委員会がそれに向けて取組を進めていくことは当然であろうと思います。

もう一つは、6月定例会では否決しましたから学校設置条例はそのまま生きていると、それについて影響はなかったのかということですが、跡地利用について様々な要望や意見があるのではないかという御意見は委員会の中ありました。ですが、先ほど申しましたように、否決をしたことをスタートにして我々は今回の審査を審議しましたので、6月定例会の否決がよかつたか悪かったかということについては議論はしておりません。あるいは、具体的にどんな影響があったかどうかというのも明確には把握しておりません。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 陳情第2号学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについて質問させてください。

教育委員会からは、特別教室へのエアコン設置については設置率は上がっていない、また、体育館へのエアコン設置については計画的に進めることは困難である、また、トイレの洋式化については、全ての洋式化するまでは考えていないが、生徒数に応じて整備していくとしています。これでは具体的な計画については何もないし、先延ばししていいのかというような、このような意見はなかつたんでしょうか。

(教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 新田委員長。

○教育民生常任委員長（新田真一君） 計画的な設置、エアコンもトイレも体育館も含めて、きっとした計画を立てるべきではないか、あるいはあるのかという議論はございました。ただ、教育委員会からは、もちろん明確に何年までの計画はないが、順次整備していく計画ではある。ただし、最初に設置したエアコン等の故障によって、なかなかそれが具体が前に進んでいかない

いといった説明があり、体育館等についても、大きな財政負担を伴うものであり、学校改修等を含めて検討していきたいということで、明確に設置を求めるという意見は委員の間はございましたけど、それについて明確に立てるという回答はなかったということでございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

それでは、討論及び採決を行います。

初めに、陳情について討論を行います。なお、討論は反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

それでは、陳情第2号を採択することに反対の討論を許します。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

○13番（藤岡一弘君） それでは、陳情第2号学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについてに対し、反対の立場として討論をいたします。

このたびの陳情内容は、1つ目、小・中学校の特別教室を含む全ての教室と体育館にエアコンを設置すること。そして、そのための計画を示し、予算を確保すること。2つ目に、学校のトイレの洋便器への移行を早急に実施し、温水洗浄便座の設置を進めること。以上の2つの点でございます。

まず、エアコンについてですが、近年の夏の高温といった異常気象や、また、基幹避難所としての役割を考えると、エアコンの設置は必要であると考えます。また、洋式便器への移行については、子供たちや家庭の生活実態を考えると、これも必要であると考えます。しかし、温水洗浄便座の設置については、私立の学校で設置が進んでいるということが陳情理由として挙げられていましたが、三次市の児童生徒からの需要が不明確であるということ、そのことから、学校での生活実態に合っていないおそれがあります。また、温水洗浄便座の設置について、設置費用だけでなく維持費用もかかります。三次市の学校設備として、既存の設備の維持更新を優先する必要があることから、温水洗浄便座の設置の優先度は低いと考えます。

全ての教室や体育館へのエアコン設置や洋式トイレへの移行については理解を示すものであります、温水洗浄便座の設置については、コスト管理とその設置の需要については不明確な点が多く、課題があると判断し、反対討論とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、陳情第2号を採択することに賛成の討論を許します。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 陳情第2号の賛成討論を行います。

今年の夏の暑さ、皆さん、耐えられなかつたのではないでしょうか。児童生徒の皆さんも暑くて授業どころではなかつたのではないでしょうか。幸い普通教室にはエアコンが設置されました、まだ特別教室には設置できていません。さらに、体育館にはエアコンはありません。

スポットクーラー2台は設置してありましたが、これではしっかりと冷却することはできません。特に、避難所となっている学校もあります。夏の水害時等で避難してきても、夏、暑さに耐えられないことになります。エアコンの設置は必需品となっています。ほとんどの市の施設でも設置されています。この市の庁舎にも設置されています。これが標準ではないでしょうか。ところが、学校という施設にはなぜか十分な設置はありません。

また、トイレですが、いまだに洋式化は不十分と言わなければなりません。何度も学校の洋式化について質問をしてきましたが、幸い三次市では今50%となっています。しかし、まだ半分です。さらに、温水洗浄便座となれば、遠い世界の話になってしまいます。洋式化で温水洗浄便座こそ最近の標準ではないでしょうか。今の子供たちはこれが普通になっています。トイレを我慢して、泣きながら家まで帰ってきた子供さん、また、学校へ行きたくないという子供さんもおられます。安心して通学し、勉強できるところが学校ではないでしょうか。暑さに耐え、トイレを我慢しなければならないのが学校なのでしょうか。

このことを申して、学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについての陳情第2号への賛成討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 陳情第2号について、ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって陳情第2号の討論を終わります。

これより陳情第2号学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについてを採決いたします。

反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立少数であります。

よって、陳情第2号学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについては不採択と決しました。

次に、議案第91号外2議案に関する討論を行います。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号外2議案を採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告1件

#### 議案第94号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第94号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 鈴木深由希君 登壇]

○産業建設常任委員長（鈴木深由希君） 産業建設常任委員長の報告をいたします。

今期定期例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月9日、委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第94号損害賠償の額を定めることについては、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

今回の事案である道路法面からの落石については、獣による被害を含めた対策を検討するなど、道路環境の維持の一層の強化に努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第94号を採決いたします。

議案1件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 予算決算常任委員長報告5件

議案第95号 令和7年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）

議案第96号 令和7年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
(案)

議案第97号 令和7年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第98号 令和7年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第99号 令和7年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第95号令和7年度三次市一般会計補正予算（第4号）  
(案) 外4議案を一括議題といたします。

議案5件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 藤岡一弘君 登壇〕

○予算決算常任委員長（藤岡一弘君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案5件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月10日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第95号令和7年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）外4議案については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後十分に反映していくだくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第95号外4議案を一括採決いたします。

議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号外4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第104号 令和7年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第104号令和7年度三次市一般会計補正予算（第5号）

(案) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第104号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第104号令和7年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,390万7,000円を追加し、補正後の総額を413億7,639万円にしようとするものであります。

本補正は、国の物価高対応に関する補正であります。

補正の内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、物価高対応子育て応援手当支給事業1億4,390万7,000円を追加しようとするものであります。本事業は、物価高が続く中、子育て世帯への支援を行うため、児童手当を受給している世帯の子供1人当たり2万円を給付するもので、7,000人分を計上しています。給付については、2月中旬に対象者に通知し、2月下旬に給付を開始する予定としております。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1億4,000万円など、合わせて1億4,390万7,000円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、物価高対応子育て応援手当支給事業1件を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第104号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第104号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号令和7年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第103号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めるについて

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第103号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第103号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第103号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めるについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の前田剛志氏の任期が令和7年12月20日をもって満了することに伴い、新たに今岡慶太郎氏を同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は令和11年4月29日までとなっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 発議第13号 三次市議会議員政治倫理条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第7、発議第13号三次市議会議員政治倫理条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

[16番 藤井憲一郎君 登壇]

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程となりました発議第13号三次市議会議員政治倫理条例

（案）について、提案者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、増田誠宏議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と私、藤井憲一郎でございます。

本案は、三次市議会基本条例第20条の規定に基づき、政治倫理の確立のため、議員の責務、政治倫理基準、その他必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって公平で民主的な市政の発展に寄与することを目的に本条例を制定しようとするものであります。

条例の内容といたしましては、我々議員は、市民から信託を受けた者として、その品位や名誉を損なう行為、例といたしましては、一般的な社会常識に著しく反する行為、差別的な扱いや言動、虐待、セクハラ・パワハラなどの人権侵害のおそれのある行為、さらには、虚偽の発言または情報発信により他人の名誉を毀損、また、議員の職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれがあるような行為をしないことを定めています。

また、政治倫理基準に反する疑いが生じた場合の審査請求制度を設け、必要に応じ、審査特別委員会を設置することにより、事実関係の解明と説明責任を果たす手続を整えるものであります。

さらに、審査結果については公表を行うこととし、市民に対する説明責任を担保し、議会として、組織内部の是正機能が的確に機能する仕組みを構築するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第13号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第13号三次市議会議員政治倫理条例（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 発議第14号 三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例 (案)

○議長（山村恵美子君） 日程第8、発議第14号三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

[16番 藤井憲一郎君 登壇]

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程となりました発議第14号三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、増田誠宏議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と私、藤井憲一郎でございます。

本案は、三次市議会議員の責務及び市議会への市民の信頼の確保を図るため、議員が市議会の会議等の長期欠席をした場合等における議員報酬及び期末手当の減額等について、本条例を制定しようとするものであります。

議員報酬に関しましては、地方自治法第203条において、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と規定されています。一方で、疾病等により議会の会議等を長期欠席することを想定した規定は存在しません。このような中、疾病等のため会議を長期欠席した場合や、議員が逮捕、拘束され議員活動ができなかった場合においても議員報酬や期末手当が満額支払われるという事例が全国的に問題視されていることから、このような場合を想定し、対応できる仕組みを構築しておく必要があります。

本条例の具体的な内容といたしましては、まず、疾病等による長期欠席については、欠席期間が90日を超えて365日以下の場合は報酬を20%減額し、365日を超える場合は無報酬とすることとしております。次に、刑事事件による逮捕・勾留が生じた場合においては、拘束中は議員報酬を支給停止とし、有罪が確定した場合には不支給とすることとしております。これらの規定は、市職員における給与制度の運用との整合を図りつつ、議員としての責務、市民の負託及び信頼に応える観点から、制度として位置づけるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第14号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第14号三次市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 発議第15号 芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第9、発議第15号芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（8番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

[8番 山田真一郎君 登壇]

○8番（山田真一郎君） ただいま御上程になりました発議第15号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、伊藤芳則議員、弓掛 元議員、藤井憲一郎議員、徳岡真紀議員、中原秀樹議員と私、山田真一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第15号

芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保

## に向けた国の取組を求める意見書（案）

芸備線は、岡山県新見市の備中神代駅から広島県広島市の広島駅に至る西日本旅客鉄道の鉄道路線であり、開業以降、広島県及び岡山県の中山間地域をはじめとする地方の公共交通を支えてきた。しかし、利用者減少に伴い、備後庄原駅（庄原市）～備中神代駅（岡山県新見市）の区間のあり方について、再構築協議会が設置され、新たな協議が行われている。

芸備線をはじめとするローカル線は、これまで日常生活の移動や市内外からの誘客、災害発生時の輸送手段として極めて重要な役割を担ってきただけでなく、国土の保全などの多面的機能を持ち、都市機能を補完する役割を持つ中山間地域の発展に寄与することで、国全体の活力の維持・発展につなげてきた。また、本市においても、市民の通勤通学だけでなく、観光など地域の発展に大きく貢献してきた。

このように芸備線をはじめとするローカル線は、国の交通政策及び地域のまちづくりの根幹として適切に維持されるべきであると考える。

よって、国において芸備線をはじめとするローカル線の維持・確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国として、持続可能なまちづくり及び中山間地域づくりの観点も踏まえ、芸備線をはじめとするローカル線について、将来の国の方針を見据えた交通政策としての位置づけを明らかにすること。
- 2 国として、県、市町村、地域等が行う、ローカル線の利用促進や地域での活用を推進する取組へのより一層の支援を行うこと。また、鉄道事業者に対し、こうした取組に協働して取り組むよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会

以上であります、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明いたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 発議第16号 非核三原則の堅持を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第10、発議第16号非核三原則の堅持を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（8番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔8番 山田真一郎君 登壇〕

○8番（山田真一郎君） ただいま御上程になりました発議第16号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、伊藤芳則議員、弓掛 元議員、藤井憲一郎議員、徳岡真紀議員、中原秀樹議員と私、山田真一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第16号

##### 非核三原則の堅持を求める意見書（案）

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器の悲惨さと非人道性を世界に訴えてきた。

広島・長崎への原爆投下から80年が経過した今日においても、核兵器の脅威は未だに高まりつつあり、核軍縮・不拡散体制は揺らぎを見せている。

こうした状況の中、我が国が長年にわたり国是としてきた「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、平和国家としての根幹を支える極めて重要な理念である。この原則の堅持は、国際的信頼の確保と、核兵器廃絶をめざす世界的な取組に対する強い意志表明である。

さらには、昨年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しており、その授賞理由は「被爆者による体験の語りと草の根活動を通じて、核兵器のない世界の実現を訴え続けてきたこと」にある。この受賞は、被爆者が長年にわたり発信してきた声が国際的に高く評価されたものであり、核兵器廃絶への強いメッセージである。

被爆地・広島県に所在する本市として、被爆者の証言に込められた平和への意志を深く受け止め、非核三原則の堅持は単なる外交政策ではなく、我が国の「責務」であり「誓い」であると確信する。

よって、政府に対して次のことを強く要請する。

1 非核三原則を国是として、いかなる状況においても撤回・修正しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11 発議第17号 地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第11、発議第17号地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

〔16番 藤井憲一郎君 登壇〕

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程になりました発議第17号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と私、藤井憲一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第17号

地域住民の医療を受ける権利を保障するために  
医療機関の維持存続への支援を求める意見書（案）

国による医療費削減政策が押しすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がらず昨今の物価上昇に対応していない。また、医療・介護従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっている。救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きている。お産ができる病院がない市町村も全国で1042市町村を超えている。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業が進み、深刻な経営危機に陥っている。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言える。日本医師会・6病院団体（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなります」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らした。今後、医療機関がなくなり、医療を受けられない地域がさらに広がることが強く懸念される。

地域住民が、必要な時に必要な医療を受けることは、憲法第25条で保障された権利である。人権としての医療へのアクセス権を保障するため、医療機関の維持存続に思いきった財政措置が必要である。国民の財産である医療提供体制を維持し、どこに住んでいても安心して医療を受けることができるよう、次の事項を強く要望する。

1 医療機関が突然閉鎖し、地域住民の医療に困難が生まれることがないよう、速やかに必要な対策を講じること

2 医療機関が健全な経営を維持できるよう、医療・福祉に対する税金の使い方の優先順位を引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会

以上ですが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第12 発議第18号 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第12、発議第18号物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

[16番 藤井憲一郎君 登壇]

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程になりました発議第18号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と私、藤井憲一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第18号

##### 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書（案）

2025年度の年金額改定は物価変動率がプラス2.7%、名目賃金変動率がプラス2.3%として、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率とともに名目賃金変動率の2.3%を適用した。しかし、重大なことは、3年連続してマクロ経済スライドを適用し、2025年度の調整（削減）分0.4%を削減したことである。67歳以下、68歳以上の改定者とともに1.9%のプラス改定になったが、物価との関係でみれば、実質的には0.8%の減額となる。実際に第二次安倍政権以降の13年間で公的年金は実質8.6%の減額となった。

この間、消費税は5%から10%へと2倍となり、75歳以上の医療費窓口負担は2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料が増え、物価高騰などもあり年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしている。

この結果、働かざるを得ない高齢者が増大し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっている。

高齢者世帯の3分の2は、公的年金が家計収入の全てである。年金額が、家計消費に占める割合の高い世帯も多く、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させており、地域経済への影響も大きくなっている。年金額の引上げは生産と流通を活性化させ、広く地域経済に好影響

を及ぼす。

年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めている。

よって、次の事項について強く要望する。

1 若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月12日

三次市議会

以上であります、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明をいたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年12月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時13分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月12日

三次市議会議長　山村　恵美子

会議録署名議員　中原　秀樹

会議録署名議員　月橋　寿文